

# 第 3 編

令和 3 年 10 月 31 日 執行  
最高裁判所裁判官国民審査

1 審査分会長及び同職務代理者

区 分	氏 名
審査分会長	園田 善孝
同職務代理者	上園 正一

2 審査に付される裁判官の氏名

6	5	4	3	2	1	順告 示の 序の
岡 村  和 美	林  道 晴	塚  徹	宇 賀  克 也	岡  正 晶	深 山  卓 也	氏  名
一〇月二日 令和元年	九月二日 令和元年	九月三日 令和三年	三月二〇日 平成三一年	九月三日 令和三年	一月九日 平成三〇年	最高裁判所 に任命され た年月日
	11	10	9	8	7	順告 示の 序の
	長 嶺  安 政	安 浪  亮 介	渡 邊  惠 理 子	草 野  耕 一	三 浦  守	氏  名
	二月八日 令和三年	七月一六日 令和三年	七月一六日 令和三年	二月一三日 平成三一年	二月二六日 平成三〇年	最高裁判所 に任命され た年月日

### 3 最高裁判所裁判官国民審査管理計画

#### 第25回最高裁判所裁判官国民審査管理計画（10月31日執行）

審法……………最高裁判所裁判官国民審査法  
 審令……………最高裁判所国民審査法施行令  
 特例令……………特定患者等の郵便等を用いて行う  
 投票方法の特例に関する法律施行令  
 規程……………最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程

月 日	期日の前後	処 理 事 務	担当機関
		・ 市町村選挙事務説明会（書面開催）	県委員会
10月5日（火）	-26	・ 県選挙管理委員会 ・ 審査予定裁判官の通知（審法4の2①）	県委員会 中央選管
10月14日（木）	-17	・ 投票用紙送達	県委員会
10月19日（火）	-12	・ 審査期日及び審査に付される裁判官の氏名の告示（審法5①） ・ 審査に付される裁判官の氏名等を県選管に通知（審法5の2①） ・ 同上審査分会長及び市町村選管に通知（審法5の2③） ・ 同上投票管理者及び開票管理者に通知（審法5の2④） ・ 審査分会長，同職務代理者選任告示（審法27②，審令15） ・ 投票用紙の様式告示 ・ 審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所の告示（規程1） ・ 審査公報掲載文提出期限（審令24）	中央選管 " 県委員会 市町村委 県委員会 " 市町村委 中央選管
10月20日（水）	-11	・ 国民審査期日前投票，不在者投票開始（審法26，審令13） ・ 審査に付される裁判官の氏名等の掲示開始（審令19） ・ 審査公報原版受領，審査公報印刷開始	市町村委 " 県委員会
10月22日（金）	-9	・ 審査分会の日時場所の告示（審法34）	"
10月25日（月）	-6	・ 審査公報市町村送達	"
10月27日（水）	-4	・ 郵便等による不在者投票請求期限（審令13） ・ 特例郵便等投票による投票用紙等の請求期限（特例令1①）	市町村委 "
10月28日（木）	-3	・ 3日繰上投票区投票日 ・ 審査分会立会人の選任（審法27④，審令15）	該当町村委 審査分会長
10月29日（金）	-2	・ 審査公報配布期限（審令28）	市町村委
10月30日（土）	-1	・ 1日繰上投票区投票日 ・ 国民審査期日前投票，不在者投票終期	該当町村委 市町村委
10月31日（日）	0	・ 審査投票・開票日 ・ 投票・開票結果速報	" "
11月1日（月）	+1	・ 各市町村開票管理者から開票結果報告（審法21）	"
11月2日（火）	+2	・ 各市町村開票管理者から開票結果報告（審法21）	"
11月3日（水）	+3	・ 審査分会（審法27⑤）	審査分会長
11月4日（木）	+4	・ 審査分会の結果等を審査長に報告（審法29，審令15）	"



投票速報 (確定)  
(建制順)

市区町村名	当日有権者数(e')		(f) 投票者数		(g) 棄権者数		投票率 = $\frac{(h)}{(f)} - \frac{(f)}{(e)}$		投票 終了 時刻	前回選挙の投票率		
	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	計
大和村	608	632	481	490	127	142	79.11	77.53	18:25	76.15	72.97	74.49
宇佐村	706	747	608	629	98	118	86.12	84.20	19:11	87.31	88.75	88.06
瀬戸内町	3,639	3,776	2,699	2,757	940	1,019	74.17	73.01	19:44	76.83	75.91	76.35
龍郷町	2,346	2,590	1,655	1,823	691	767	70.55	70.39	19:21	88.00	86.59	87.26
喜界町	2,863	2,917	2,095	2,094	768	823	73.17	71.79	20:02	71.39	69.88	70.62
徳之島町	4,178	4,328	2,851	2,953	1,327	1,375	68.24	68.23	23:29	67.19	67.80	67.51
天城町	2,421	2,329	1,749	1,665	672	664	72.24	71.49	19:11	67.76	68.34	68.04
伊仙町	2,693	2,586	1,960	1,863	733	723	72.78	72.04	19:54	92.12	89.00	90.58
和泊町	2,548	2,631	1,838	1,863	710	768	72.14	70.81	19:32	74.44	71.79	73.09
知名町	2,418	2,306	1,695	1,587	723	719	70.10	68.82	19:16	71.68	70.00	70.85
与論町	2,074	2,191	1,516	1,510	558	681	73.10	68.92	18:31	72.71	68.57	70.57
* (大島郡) 計	26,494	27,033	19,147	19,234	7,347	7,799	72.27	71.15	23:29	75.62	74.31	74.95
市	551,451	637,887	310,805	352,107	240,646	285,780	56.36	55.20	0:13	54.55	53.31	53.88
町	71,886	77,087	49,122	51,020	22,764	26,067	68.33	66.18	23:29	68.07	66.17	67.08
県	623,337	714,974	359,927	403,127	263,410	311,847	57.74	56.38	0:13	56.16	54.76	55.41

市区町村名	深山 卓也			岡 正晶			宇賀 克也			堀 徹		
	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計
鹿児島市1区	11,433	168,649	180,082	8,997	171,085	180,082	10,365	169,717	180,082	8,926	171,156	180,082
鹿児島市2区	4,395	63,256	67,651	3,506	64,145	67,651	3,960	63,691	67,651	3,546	64,105	67,651
* (鹿児島市)計	15,828	231,905	247,733	12,503	235,230	247,733	14,325	233,408	247,733	12,472	235,261	247,733
鹿児島市	1,922	39,410	41,334	1,520	39,812	41,334	1,719	39,613	41,334	1,537	39,795	41,334
枕崎市	390	9,029	9,419	298	9,121	9,419	316	9,103	9,419	286	9,133	9,419
阿久根市	376	9,982	10,358	298	10,060	10,358	328	10,030	10,358	316	10,042	10,358
出水市	1,110	23,245	24,355	935	23,420	24,355	1,029	23,326	24,355	934	23,421	24,355
指宿市	662	18,930	19,592	487	19,105	19,592	569	19,023	19,592	495	19,097	19,592
西之表市	301	7,652	7,953	260	7,693	7,953	276	7,677	7,953	253	7,700	7,953
垂水市	233	7,131	7,364	178	7,186	7,364	216	7,148	7,364	190	7,174	7,364
薩摩川内市第1	1,664	41,541	43,205	1,340	41,865	43,205	1,548	41,657	43,205	1,329	41,876	43,205
薩摩川内市第2	47	2,514	2,561	35	2,526	2,561	48	2,513	2,561	33	2,528	2,561
* (薩摩川内市)計	1,711	44,055	45,766	1,375	44,391	45,766	1,596	44,170	45,766	1,362	44,404	45,766
日置市	974	22,768	23,742	769	22,973	23,742	897	22,845	23,742	782	22,960	23,742
曽於市	462	19,323	19,785	340	19,445	19,785	391	19,394	19,785	340	19,445	19,785
霧島市	2,502	50,292	52,794	1,972	50,822	52,794	2,353	50,441	52,794	2,024	50,770	52,794
いちき串木野市	662	14,345	15,007	517	14,490	15,007	596	14,411	15,007	523	14,484	15,007
南さつま市	753	15,377	16,130	582	15,548	16,130	671	15,459	16,130	628	15,502	16,130
志布志市	416	13,414	13,830	323	13,507	13,830	399	13,431	13,830	326	13,504	13,830
奄美市	997	21,005	22,002	788	21,234	22,002	835	21,167	22,002	747	21,255	22,002
南九州市	495	15,841	16,336	387	15,949	16,336	468	15,868	16,336	397	15,939	16,336
伊佐市	391	12,375	12,767	307	12,459	12,767	338	12,428	12,767	297	12,469	12,767
始良市	2,598	32,293	34,891	1,915	32,976	34,891	2,235	32,656	34,891	1,944	32,947	34,891
三島村	3	232	235	2	233	235	7	228	235	3	232	235
十島村	15	400	415	9	406	415	8	406	415	8	406	415
* (鹿児島県)計	18	632	650	11	639	650	15	634	650	11	638	650
さつま町	277	10,855	11,132	197	10,935	11,132	255	10,877	11,132	200	10,932	11,132
* (薩摩郡)計	277	10,855	11,132	197	10,935	11,132	255	10,877	11,132	200	10,932	11,132
長島町	75	6,145	6,220	51	6,169	6,220	82	6,138	6,220	62	6,158	6,220
* (出水郡)計	75	6,145	6,220	51	6,169	6,220	82	6,138	6,220	62	6,158	6,220
湧水町	110	4,947	5,057	73	4,984	5,057	88	4,969	5,057	78	4,979	5,057
* (始良郡)計	110	4,947	5,057	73	4,984	5,057	88	4,969	5,057	78	4,979	5,057
大崎町	172	5,955	6,127	124	6,003	6,127	150	5,977	6,127	146	5,981	6,127
* (曾於郡)計	172	5,955	6,127	124	6,003	6,127	150	5,977	6,127	146	5,981	6,127
東串良町	86	2,821	2,907	76	2,831	2,907	85	2,822	2,907	80	2,827	2,907
錦江町	200	3,780	3,980	173	3,807	3,980	194	3,786	3,980	176	3,804	3,980
南大隅町	130	3,756	3,886	108	3,778	3,886	111	3,775	3,886	116	3,770	3,886
肝付町	204	6,612	6,816	146	6,816	6,816	190	6,626	6,816	162	6,654	6,816
* (肝属郡)計	620	16,969	17,589	503	17,086	17,589	580	17,009	17,589	534	17,055	17,589
中種子町	156	4,058	4,214	109	4,105	4,214	135	4,079	4,214	113	4,101	4,214
南種子町	185	2,705	2,890	132	2,768	2,890	160	2,738	2,890	139	2,751	2,890
屋久島町	387	6,041	6,428	311	6,117	6,428	313	6,115	6,428	299	6,129	6,428
* (熊毛郡)計	728	12,804	13,532	552	12,980	13,532	608	12,924	13,532	551	12,981	13,532

市	計	32,783	608,372	3	641,158	25,734	615,421	3	641,158	29,557	611,598	25,853	615,302	3	641,158
町	計	3,106	94,374	0	97,480	2,376	95,104	0	97,480	2,827	94,652	2,463	95,016	1	97,480
県	計	35,889	702,746	3	738,638	28,110	710,525	3	738,638	32,384	706,250	28,316	710,318	4	738,638

開票速報

令和3年10月31日執行  
最高裁判所裁判官国民審査

即日開票 中間報告 時分  
開票 終了報告 02時25分

鹿児島県

市区町村名	林道晴			岡村和美			三浦守			草野耕一		
	罷免を可とする投票	記載無効	計	罷免を可とする投票	記載無効	計	罷免を可とする投票	記載無効	計	罷免を可とする投票	記載無効	計
鹿児島市1区	11,008	0	180,082	10,496	0	180,082	9,983	0	180,082	9,994	0	180,082
鹿児島市2区	4,252	0	67,651	4,046	0	67,651	3,868	0	67,651	3,827	0	67,651
* (鹿児島市)計	15,260	0	247,733	14,542	0	247,733	13,851	0	247,733	13,824	0	247,733
鹿児島市	1,789	2	41,334	1,663	2	41,334	1,651	2	41,334	1,589	2	41,334
枕崎市	351	0	9,068	330	0	9,068	313	0	9,068	307	0	9,068
阿久根市	347	0	10,358	329	0	10,358	312	0	10,358	307	0	10,358
出水市	1,056	0	23,299	1,022	0	23,299	991	0	23,299	979	0	23,299
指宿市	599	0	19,592	562	0	19,592	574	0	19,592	542	0	19,592
西之表市	282	0	7,953	282	0	7,953	275	0	7,953	274	0	7,953
垂水市	214	0	7,364	194	0	7,364	212	0	7,364	208	0	7,364
薩摩川内市第1	1,578	0	43,205	1,541	0	43,205	1,456	0	43,205	1,445	0	43,205
薩摩川内市第2	41	0	2,561	37	0	2,561	37	0	2,561	43	0	2,561
* (薩摩川内市)計	1,619	0	45,766	1,578	0	45,766	1,493	0	45,766	1,488	0	45,766
日置市	940	0	23,742	858	0	23,742	831	0	23,742	819	0	23,742
豊於市	402	0	19,785	386	0	19,785	373	0	19,785	364	0	19,785
霧島市	2,357	0	52,794	2,216	0	52,794	2,258	0	52,794	2,205	0	52,794
いちき串木野市	568	0	16,130	560	0	16,130	530	0	16,130	546	0	16,130
南さつま市	681	0	13,830	639	0	13,830	641	0	13,830	623	0	13,830
志布志市	392	0	22,002	362	0	22,002	385	0	22,002	369	0	22,002
奄美市	464	0	16,336	419	0	16,336	456	0	16,336	436	0	16,336
南九州市	381	1	12,767	336	1	12,767	319	0	12,767	324	0	12,767
伊佐市	2,335	0	34,891	2,221	0	34,891	2,271	0	34,891	2,106	0	34,891
姪良市	3	0	235	3	0	235	6	0	235	7	0	235
三島村	8	1	415	11	1	415	8	1	415	6	1	415
* (鹿児島郡)計	11	1	650	14	1	650	14	1	650	13	1	650
さつま町	248	0	11,132	239	0	11,132	255	0	11,132	240	0	11,132
* (薩摩郡)計	248	0	11,132	239	0	11,132	255	0	11,132	240	0	11,132
長島町	73	0	6,220	66	0	6,220	71	0	6,220	74	0	6,220
* (出水郡)計	73	0	6,220	66	0	6,220	71	0	6,220	74	0	6,220
湧水町	99	0	5,057	88	0	5,057	91	0	5,057	91	0	5,057
* (始良郡)計	99	0	5,057	88	0	5,057	91	0	5,057	91	0	5,057
大崎町	148	0	6,127	144	0	6,127	142	0	6,127	130	0	6,127
* (曾於郡)計	148	0	6,127	144	0	6,127	142	0	6,127	130	0	6,127
東串良町	86	0	2,907	78	0	2,907	82	0	2,907	72	0	2,907
錦江町	193	0	3,980	183	0	3,980	190	0	3,980	187	0	3,980
南大隅町	124	0	3,886	113	0	3,886	112	0	3,886	106	0	3,886
肝付町	172	0	6,816	174	0	6,816	178	0	6,816	169	0	6,816
* (肝属郡)計	575	0	17,589	548	0	17,589	562	0	17,589	534	0	17,589
中種子町	133	0	4,214	127	0	4,214	131	0	4,214	123	0	4,214
南種子町	162	0	2,890	141	0	2,890	147	0	2,890	139	0	2,890
屋久島町	370	0	6,428	355	0	6,428	305	0	6,428	314	0	6,428
* (熊毛郡)計	665	0	13,532	623	0	13,532	583	0	13,532	576	0	13,532
市計	30,939	3	641,158	29,382	3	641,158	28,572	2	641,158	28,130	2	641,158
町計	2,869	1	97,480	2,679	1	97,480	2,697	1	97,480	2,616	1	97,480
県計	33,808	4	738,638	32,061	4	738,638	31,269	3	738,638	30,746	3	738,638

開票速報

令和3年10月31日執行  
最高裁判所裁判官国民審査

即日開票 中間報告 時 分  
開票 終了報告 02時 25分

鹿児島県

市区町村名	渡邊 恵理子			安浪 亮介			長嶺 安政			計
	罷免を可とする投票	記載無効	計	罷免を可とする投票	記載無効	計	罷免を可とする投票	記載無効	計	
鹿児島市1区	8,916	171,166	0	180,082	0	180,082	10,232	169,850	0	180,082
鹿児島市2区	3,546	64,105	0	67,651	0	67,651	3,944	63,707	0	67,651
* (鹿児島市)計	12,462	235,271	0	247,733	0	247,733	14,176	233,557	0	247,733
鹿児島市	1,508	39,824	2	41,334	2	41,334	1,636	39,696	2	41,334
枕崎市	284	9,135	0	9,419	0	9,419	310	9,109	0	9,419
阿久根市	307	10,051	0	10,358	0	10,358	308	10,050	0	10,358
出水市	895	23,460	0	24,355	0	24,355	1,014	23,341	0	24,355
指宿市	484	19,108	0	19,592	0	19,592	530	19,062	0	19,592
西之表市	237	7,716	0	7,953	0	7,953	271	7,682	0	7,953
垂水市	184	7,180	0	7,364	0	7,364	183	7,181	0	7,364
薩摩川内市第1	1,311	41,894	0	43,205	0	43,205	1,461	41,744	0	43,205
薩摩川内市第2	27	2,534	0	2,561	0	2,561	38	2,523	0	2,561
* (薩摩川内市)計	1,338	44,428	0	45,766	0	45,766	1,499	44,267	0	45,766
日置市	730	23,012	0	23,742	0	23,742	841	22,901	0	23,742
豊於市	317	19,468	0	19,785	0	19,785	386	19,399	0	19,785
霧島市	1,948	50,846	0	52,794	0	52,794	2,142	50,652	0	52,794
いちき串木野市	503	14,504	0	15,007	0	15,007	517	14,490	0	15,007
南さつま市	578	15,552	0	16,130	0	16,130	628	15,502	0	16,130
志布志市	307	13,523	0	13,830	0	13,830	356	13,474	0	13,830
奄美市	757	21,245	0	22,002	0	22,002	841	21,161	0	22,002
奄九州市	391	15,945	0	16,336	0	16,336	424	15,912	0	16,336
伊佐市	306	12,461	0	12,767	0	12,767	384	12,383	0	12,767
始良市	1,882	33,009	0	34,891	0	34,891	2,101	32,790	0	34,891
三島村	3	232	0	235	0	235	4	231	0	235
十島村	8	406	1	415	1	415	8	406	1	415
* (鹿児島郡)計	11	638	1	650	1	650	12	637	1	650
さつま町	205	10,927	0	11,132	0	11,132	239	10,893	0	11,132
* (薩摩郡)計	205	10,927	0	11,132	0	11,132	239	10,893	0	11,132
長島町	51	6,169	0	6,220	0	6,220	57	6,163	0	6,220
* (出水郡)計	51	6,169	0	6,220	0	6,220	57	6,163	0	6,220
湧水町	62	4,995	0	5,057	0	5,057	92	4,965	0	5,057
* (始良郡)計	62	4,995	0	5,057	0	5,057	92	4,965	0	5,057
大崎町	131	5,996	0	6,127	0	6,127	147	5,980	0	6,127
* (曾於郡)計	131	5,996	0	6,127	0	6,127	147	5,980	0	6,127
東串良町	76	2,831	0	2,907	0	2,907	75	2,832	0	2,907
錦江町	177	3,803	0	3,980	0	3,980	176	3,804	0	3,980
南大隅町	106	3,780	0	3,886	0	3,886	105	3,781	0	3,886
肝付町	149	6,667	0	6,816	0	6,816	164	6,652	0	6,816
* (肝属郡)計	508	17,081	0	17,589	0	17,589	520	17,069	0	17,589
中種子町	102	4,112	0	4,214	0	4,214	121	4,093	0	4,214
南種子町	129	2,761	0	2,890	0	2,890	144	2,746	0	2,890
屋久島町	296	6,132	0	6,428	0	6,428	349	6,079	0	6,428
* (熊毛郡)計	527	13,005	0	13,532	0	13,532	614	12,918	0	13,532
市計	25,418	615,738	2	641,158	2	641,158	28,547	612,609	2	641,158
町計	2,304	95,175	1	97,480	1	97,480	2,619	94,860	1	97,480
県計	27,722	710,913	3	738,638	3	738,638	31,166	707,469	3	738,638



### 開票速報

令和3年10月31日執行  
最高裁判所裁判官国民審査

即日開票 中間報告 時 分  
開票 終了報告 02時 25分 鹿児島県

市区町村名	深山 卓也			岡 正晶			宇賀 克也			徹		
	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計
大和村	31	911	942	24	918	942	22	920	942	24	918	942
宇検村	26	1,201	1,227	19	1,208	1,227	22	1,205	1,227	22	1,205	1,227
瀬戸内町	207	5,086	5,293	148	5,145	5,293	184	5,109	5,293	145	5,148	5,293
龍郷町	125	3,216	3,341	99	3,242	3,341	113	3,228	3,341	94	3,247	3,341
龍泉町	112	3,914	4,026	95	3,931	4,026	108	3,918	4,026	97	3,929	4,026
徳之島町	139	5,444	5,583	111	5,472	5,583	149	5,434	5,583	117	5,466	5,583
天城町	66	3,272	3,338	52	3,286	3,338	65	3,273	3,338	56	3,282	3,338
伊仙町	113	3,534	3,647	80	3,567	3,647	90	3,557	3,647	83	3,564	3,647
和泊町	101	3,560	3,661	87	3,574	3,661	107	3,554	3,661	85	3,576	3,661
知名町	107	3,068	3,175	92	3,083	3,175	105	3,070	3,175	92	3,083	3,175
与論町	79	2,861	2,940	58	2,882	2,940	84	2,856	2,940	66	2,874	2,940
* (大島郡) 計	1,106	36,067	37,173	865	36,308	37,173	1,049	36,124	37,173	881	36,292	37,173
市	計	32,783	608,372	615,421	25,734	641,158	29,557	611,598	641,158	25,853	615,302	641,158
町	計	3,106	94,374	95,104	2,376	97,480	2,827	94,652	97,480	2,463	95,016	97,480
県	計	35,889	702,746	710,525	28,110	738,638	32,384	706,250	738,638	28,316	710,318	738,638

開票速報

令和3年10月31日執行  
最高裁判所裁判官国民審査

即日開票 中間報告 時分  
開票 終了報告 02時25分

鹿児島県

市区町村名	林道晴			岡村和美			三浦守			草野耕一		
	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計
大和村	27	915	942	27	915	942	27	915	942	24	918	942
宇検村	22	1,205	1,227	22	1,205	1,227	17	1,210	1,227	18	1,209	1,227
瀬戸内町	199	5,094	5,293	180	5,113	5,293	179	5,114	5,293	171	5,122	5,293
龍郷町	117	3,224	3,341	103	3,238	3,341	106	3,235	3,341	105	3,236	3,341
豊泉町	109	3,917	4,026	93	3,933	4,026	102	3,924	4,026	92	3,934	4,026
徳之島町	140	5,443	5,583	126	5,457	5,583	134	5,449	5,583	136	5,447	5,583
天城町	68	3,270	3,338	66	3,272	3,338	65	3,273	3,338	54	3,284	3,338
伊仙町	96	3,551	3,647	86	3,561	3,647	81	3,566	3,647	80	3,567	3,647
和泊町	94	3,567	3,661	89	3,572	3,661	98	3,563	3,661	94	3,567	3,661
知名町	101	3,074	3,175	100	3,075	3,175	93	3,082	3,175	98	3,077	3,175
与論町	77	2,863	2,940	65	2,875	2,940	77	2,863	2,940	86	2,854	2,940
* (大島郡) 計	1,050	36,123	37,173	957	36,216	37,173	979	36,194	37,173	958	36,215	37,173

市	計	30,939	610,216	3	641,158	29,382	611,773	3	641,158	28,572	612,584	2	641,158	28,130	613,026	2	641,158
町	計	2,869	94,610	1	97,480	2,679	94,800	1	97,480	2,697	94,782	1	97,480	2,616	94,863	1	97,480
県	計	33,808	704,826	4	738,638	32,061	706,573	4	738,638	31,269	707,366	3	738,638	30,746	707,889	3	738,638

開票速報

令和3年10月31日執行  
最高裁判所裁判官国民審査

即日開票 中間報告 時 分  
開票 終了報告 02時 25分

鹿児島県

市区町村名	渡邊 恵理子		安浪 亮介		長嶺 安政		計	記載無効	計	記載無効	計	記載無効	計	記載無効	計
	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票	計	記載無効	罷免を可とする投票	罷免を可としない投票									
大和村	22	920	22	920	27	915	942	0	942	0	942	0	942		
宇検村	17	1,210	16	1,211	21	1,206	1,227	0	1,227	0	1,227	0	1,227		
瀬戸内町	143	5,150	138	5,155	179	5,114	5,293	0	5,293	0	5,293	0	5,293		
龍郷町	94	3,247	90	3,251	106	3,235	3,341	0	3,341	0	3,341	0	3,341		
霧島町	80	3,946	77	3,949	88	3,938	4,026	0	4,026	0	4,026	0	4,026		
徳之島町	118	5,465	107	5,476	128	5,455	5,583	0	5,583	0	5,583	0	5,583		
天城町	52	3,286	49	3,289	55	3,283	3,338	0	3,338	0	3,338	0	3,338		
伊仙町	72	3,575	71	3,576	86	3,561	3,647	0	3,647	0	3,647	0	3,647		
和泊町	79	3,582	78	3,583	86	3,575	3,661	0	3,661	0	3,661	0	3,661		
知名町	77	3,098	72	3,103	89	3,086	3,175	0	3,175	0	3,175	0	3,175		
与論町	55	2,885	59	2,881	73	2,867	2,940	0	2,940	0	2,940	0	2,940		
*(大島郡)計	809	36,364	779	36,394	938	36,235	37,173	0	37,173	0	37,173	0	37,173		

市	計	25,418	615,738	2	641,158	23,915	617,241	2	641,158	28,547	612,609	2	641,158		
町	計	2,304	95,175	1	97,480	2,188	95,291	1	97,480	2,619	94,860	1	97,480		
県	計	27,722	710,913	3	738,638	26,103	712,532	3	738,638	31,166	707,469	3	738,638		

6 罷免を可とする投票数，可としない投票数等に関する調

	裁判官氏名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数	計
1	深山 卓也	35,889	702,746	3	738,638
2	岡 正晶	28,110	710,525	3	738,638
3	宇賀 克也	32,384	706,250	4	738,638
4	堺 徹	28,316	710,318	4	738,638
5	林 道晴	33,808	704,826	4	738,638
6	岡村 和美	32,061	706,573	4	738,638
7	三浦 守	31,269	707,366	3	738,638
8	草野 耕一	30,746	707,889	3	738,638
9	渡邊 惠理子	27,722	710,913	3	738,638
10	安浪 亮介	26,103	712,532	3	738,638
11	長嶺 安政	31,166	707,469	3	738,638

有効投票数	無効投票数	投票総数	投票人数	過不足
738,638	23,900	762,538	763,054	△ 516

## 7 審査公報

1 審査公報配布要領	衆議院議員選挙公報と同じ
2 審査公報印刷	
(1) 印刷部数	820,907 部
(2) 配布すべき世帯数	810,817 世帯
(3) 印刷所名	(株)南日本新聞開発センター
(4) 印刷単価	22.88 円
(5) 公報の規格	ブランケット判
(6) 公報の頁数	4 頁

・配布先・部数一覧

市町村名	審査公報
鹿児島市 1 区	216,000
三島村	250
十島村	400
鹿児島地域振興局	10
県保留分	30
第 1 区計	216,690
鹿児島市 2 区	79,000
枕崎市	11,500
指宿市	20,000
南さつま市	19,500
奄美市	24,000
南九州市	17,000
大和村	850
宇検村	1,000
瀬戸内町	5,400
龍郷町	2,800
喜界町	3,700
徳之島町	5,200
天城町	2,800
伊仙町	3,310
和泊町	3,300
知名町	3,200
与論町	2,250
鹿児島地域振興局	10
南薩地域振興局	40
大島支庁	20
県保留分	30
第 2 区計	204,910

(単位:部)

市町村名	審査公報
阿久根市	10,500
出水市	26,000
薩摩川内市	49,000
日置市	23,000
いちき串木野市	13,200
伊佐市	13,000
始良市	39,000
さつま町	11,000
長島町	4,700
湧水町	4,800
鹿児島地域振興局	10
始良伊佐地域振興局	30
北薩地域振興局	40
県保留分	30
第 3 区計	194,310
鹿屋市	53,000
西之表市	8,100
垂水市	7,500
曾於市	18,000
霧島市	63,000
志布志市	16,000
大崎町	6,500
東串良町	3,200
錦江町	4,000
南大隅町	4,000
肝付町	7,500
中種子町	4,250
南種子町	3,000
屋久島町	6,400
始良伊佐地域振興局	30
大隅地域振興	30
熊毛支庁	30
県保留分	30
第 4 区計	204,570
市町村計	820,110
不在者投票指定施設	427
県計	370

合 計	820,907
-----	---------

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

鹿児島県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
み やま たく や  
**深山卓也**  
昭和二十九年九月二日生

略歴  
東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和五十七年 四月 判事補任官、以後、東京地裁、函館地家裁  
平成 四年 四月 公害等調整委員会事務局長、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。  
二三年 一月 東京地裁判事部長  
二四年 九月 法務省民事局長  
二七年 一月 東京高裁判事部長  
二八年 二月 さいたま地裁所長  
二九年 三月 東京高裁所長  
三〇年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成三〇年二月九日 大法廷判決  
一 平成三〇年〇月二日施行の衆議院議員選挙について、小選挙区選出議員の選挙区別は、憲法の投票価値の平等の要求に違反する状態にあったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものではない(多数意見)  
二 令和二年三月三日 大法廷判決  
タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額になり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増金が支払われたとはいえない(全員一致、裁判長)  
三 令和二年一月八日 大法廷判決  
令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていない(多数意見)  
四 令和三年二月四日 大法廷判決  
市長が孔子祀った施設の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市長が特定の宗教に対して特別の優遇を提供し、これを援助しているとの評価されてもやむを得ないもので、憲法〇三条三項に違反する(多数意見)  
五 令和三年五月七日 大法廷判決  
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、規制は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんには露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。  
六 令和三年六月三日 大法廷決定  
夫婦が夫又は妻の氏を称するを規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻の必要の記載事項としている戸籍法七四四条二号は、憲法二四四条に違反しない(多数意見、補足意見付加)

裁判官としての心構え  
最終審かつ法律審である最高裁判所に係る事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。



最高裁判所判事  
お か だ ま さ ひ と  
**岡正晶**  
昭和二年二月二日生

略歴  
香川県高松市現高松市国分寺町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいのどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれるが、同じ国分寺南小学校、同立国分寺中学校(戦式二支部)を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業。  
昭和五年 三月 司法修習生(三四期) 大阪で実務修習  
五七年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)  
平成一六年 六月 株式会社ニフコ社外監査役  
一七年 〇月 株式会社ニフコ社外監査役  
二〇年 四月 法務省法科大学院講師  
二二年 七月 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員  
二三年 六月 日本弁護士連合会例産法制等検討委員会委員長  
二六年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員  
二七年 四月 事業再生研究機構代表理事  
二八年 八月 日本弁護士連合会副会長  
二九年 六月 株式会社三井住友銀行社外監査役  
三〇年 六月 住友生命保険相互会社社外取締役  
三〇年 九月 株式会社三井住友銀行社外取締役  
最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 最高裁判所就任後日浅いため、特に記すべきものはありません。  
裁判官としての心構え  
日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に依り独立してその職務を行ひ、その憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。  
そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録」資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的に深みのある熟慮を尽くすことを信条に、「一つ一つの事件に力を取り組みます。」「独立」また同憲法八一条の「裁判官は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に果たします。

趣味的など  
二三年くらいですが、山歩き(トレッキング)を、シーズンには月一回を目標に楽しんでいます。丹沢、箱根・奥多摩、秩父など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、屋久島(縄文杉・妙高山など)も印象に残っています。  
三〇年以前に読んでいるものとして、チャリシップ(毎年〇〇個くらいの権利を売って、バラ(今の黒)はババメーション、雌蛾を定番としてプラントナーの花栽培があります。二〇二二年は、余った種をプラントナーまわりの地面にはらまいたところ、朝顔が大群生しました。  
弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。



最高裁判所判事  
う へ だ か ず け い  
**宇賀克也**  
昭和三十年七月二日生

略歴  
東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学(現・筑波大学)附属高等学校を卒業。  
昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業  
同 年 四月 東京大学法学部助手  
五六年 七月 東京大学法学部助教授  
五八年 八月 ハーバード大学大学院修士課程を卒業  
五九年 八月 ハーバード大学大学院博士課程を卒業  
六〇年 七月 ハーバード大学客員教授  
六一年 八月 東京大学大学院政治学助教授  
六二年 九月 ジョージタウン大学客員研究員  
一〇年 四月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任  
一二年 〇月 日本公法学会理事  
一六年 四月 東京大学公共政策大学院教授を兼任  
一八年 七月 関税等不服審査会副会長、知的財産分科会副会長  
二〇年 三月 総務省代表自治紛争処理委員  
二二年 一月 東京大学法政学理事  
二三年 〇月 I.T総合戦略本部「ソナラデータ」に関する検討会座長  
二六年 二月 内閣府独立行政法人手続懇話会座長  
同 年 三月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長  
同 年 四月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長  
同 年 四月 人権交流推進委員会会長  
同 年 〇月 国立国会図書館資料利用制限審議会会長  
同 年 〇月 消費者庁消費者調査委員会委員長  
三〇年 一月 内閣府公文書管理委員会委員長  
三二年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和二年六月二〇日 大法廷判決  
ふるさと納税制に係る告示に定める寄附金の募集及び受領について定める部分は違法としない(全員一致)  
二 令和二年二月八日 大法廷判決  
参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。  
三 令和二年二月二五日 大法廷判決  
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となる(全員一致、補足意見付加)  
四 令和二年二月二三日 第三小法廷決定  
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。  
五 令和三年六月五日 第三小法廷判決  
刑事施設の被収容者が取容中に受けた診療に関する保有個人情報には、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象となる(全員一致、裁判長、補足意見付加)  
六 令和三年六月三日 大法廷決定  
夫婦間を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻の必要の記載事項とする戸籍法七四四条二号の規定は憲法二四四条に違反するという反対意見を述べた。

裁判官としての心構え  
大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法学の研究教育に携わり、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作業に従事してきました。これまで、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思っています。



最高裁判所判事  
さ かい た か ひ ろ  
**堺徹**  
昭和三年七月一日生

略歴  
和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学校、和歌山県立田辺高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和五七年 四月 司法修習生  
同 年 四月 検事任官  
以後、札幌地裁、札幌地検、大阪地検、大津地検、法務省大臣官房司法法制調査部、東京地検八王子支部、東京地検の各検事、旭川地検次席検事、最高検事務取扱検事などとして勤務  
昭和五九年 四月 東京地検交通部長  
平成二〇年 九月 東京地検公安部長  
二二年 一月 東京地検特別捜査部長  
二四年 七月 福島地検特正  
二五年 七月 東京地検次席検事  
二六年 七月 東京地検特正  
二八年 九月 東京地検検事正  
二九年 九月 仙台高検検事長  
三〇年 七月 次長検事  
三二年 七月 最高検検事長  
同 年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上、社会に大きな影響を与えることとなります。その最高裁判所の判事の一人として、誠に責任を担っています。これを常に意識しながら、緊張感をもって職務に当たっています。  
最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査・公判に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得してきたのみならず、社会と組織の有機的関係の背景となった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の視点から検討を行い、紛争解決のために適正な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職に生かすことにより、この重い職責を果たし、公平・公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っています。  
そのために事件の当事者の言い分を十分耳を傾けることも、同僚の最高裁判所判事との誠意の中で思考を深めながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠意誠意職務を遂行していきたいと考えています。

裁判官としての心構え  
私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上、社会に大きな影響を与えることとなります。その最高裁判所の判事の一人として、誠に責任を担っています。これを常に意識しながら、緊張感をもって職務に当たっています。  
最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査・公判に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得してきたのみならず、社会と組織の有機的関係の背景となった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の視点から検討を行い、紛争解決のために適正な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職に生かすことにより、この重い職責を果たし、公平・公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っています。  
そのために事件の当事者の言い分を十分耳を傾けることも、同僚の最高裁判所判事との誠意の中で思考を深めながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠意誠意職務を遂行していきたいと考えています。

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

鹿児島県選挙管理委員会



**林 道晴**  
最高裁判所判事  
昭和三十三年八月三十一日生

## 略歴

昭和五十五年 四月 東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等中学校を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和五十七年 四月 司法修習生  
五十七年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁判事局、厚生省、現・厚生労働省（出向）、札幌家庭裁判所、以後、東京地裁、最高裁判事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事、部総括、司法研修所教官、同事務局局長を務める。  
平成 四年 四月 事務官、同課長、最高裁判事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事、部総括、司法研修所教官、同事務局局長を務める。  
二〇〇一年 一月 最高裁判所判事  
令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要裁判  
一 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定  
一 令和二年一月十八日 大法廷判決  
二 令和二年一月十八日 大法廷判決  
三 令和二年一月十八日 大法廷判決  
四 令和二年一月十八日 大法廷判決  
五 令和二年一月十八日 大法廷判決  
六 令和二年一月十八日 大法廷判決  
七 令和二年一月十八日 大法廷判決  
八 令和二年一月十八日 大法廷判決  
九 令和二年一月十八日 大法廷判決  
十 令和二年一月十八日 大法廷判決



**岡村和美**  
最高裁判所判事  
昭和三十一年二月三日日生

## 略歴

昭和五十六年 四月 東京生まれ。荒川区尾久宮前小学校、尾久八幡中学校、都立戸塚高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。  
平成 元年 四月 司法修習生  
二年 三月 判事に任命。その後、法務省入職試験、法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際情報総括官、最高検察庁検事などを務める。  
二〇〇二年 七月 法務省入職試験合格  
二〇〇六年 八月 消費生活局長  
令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要裁判  
一 令和二年一月十八日 大法廷判決  
二 令和二年一月十八日 大法廷判決  
三 令和二年一月十八日 大法廷判決  
四 令和二年一月十八日 大法廷判決  
五 令和二年一月十八日 大法廷判決  
六 令和二年一月十八日 大法廷判決  
七 令和二年一月十八日 大法廷判決  
八 令和二年一月十八日 大法廷判決  
九 令和二年一月十八日 大法廷判決  
十 令和二年一月十八日 大法廷判決



**三浦 守**  
最高裁判所判事  
昭和三十一年一月三日日生

## 略歴

兵庫県神戸市生まれ、東京大田区、小平市などで過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。  
昭和五十七年 四月 検事に任命。  
以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省刑事局刑事法第二課長、法務省大臣官房審議官などを務める。  
平成 二年 七月 那覇地検検事正。その後、最高検検事  
二二年 二月 法務省矯正局長  
二五年 二月 最高検監察指導部長。その後、同判部長  
二七年 二月 札幌高検検事長  
二九年 四月 大阪高検検事長  
令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要裁判  
一 令和元年九月三日 第二小法廷判決  
二 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
三 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
四 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
五 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
六 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
七 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
八 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
九 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
十 令和二年二月八日 第二小法廷判決



**草野耕一**  
最高裁判所判事  
昭和三十三年三月三十一日生

## 略歴

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小、附属中、県立千葉高を経て  
昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業。四月司法修習生  
五五年 四月 判事に任命  
五六年 四月 判事に任命  
五九年 四月 判事に任命  
一〇〇二年 一月 判事に任命  
一〇〇五年 一月 判事に任命  
一〇〇八年 一月 判事に任命  
二〇一一年 一月 判事に任命  
二〇一四年 一月 判事に任命  
二〇一七年 一月 判事に任命  
二〇二〇年 一月 判事に任命  
令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要裁判  
一 令和元年九月三日 第二小法廷判決  
二 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
三 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
四 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
五 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
六 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
七 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
八 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
九 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
十 令和二年二月八日 第二小法廷判決

裁判官としての心構え  
事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられていない紛争や事件の矛盾や真相を十分把握し、それに基づいて判決や判断を下す。また、最高裁は、書面審理が基本であるが、法廷で争われる期間がある事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がなされるよう工夫をしています。すでに試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

裁判の最終的な判断が求められる最高裁判所判事として、日々、重大な責任を感じています。  
価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化、科学技術の進展に伴って、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での職務等これまでの経験を生かして、事案多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。

裁判官としての心構え  
司法は、国民の権利を保障し、その信頼を支えなければならない。時代とともに、社会の在り方が変化する中で、構造的な問題や困難が生じており、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件に対しては、誠実に、事実を認め、公平で公正な判断を目指したいと思います。

裁判官としての心構え  
法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のあり方が変わり、豊かな社会で安心して暮らすことにつながる。判決の作成に慎重にしたいと考えています。

一 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定  
二 令和二年一月十八日 大法廷判決  
三 令和二年一月十八日 大法廷判決  
四 令和二年一月十八日 大法廷判決  
五 令和二年一月十八日 大法廷判決  
六 令和二年一月十八日 大法廷判決  
七 令和二年一月十八日 大法廷判決  
八 令和二年一月十八日 大法廷判決  
九 令和二年一月十八日 大法廷判決  
十 令和二年一月十八日 大法廷判決

一 令和二年一月十八日 大法廷判決  
二 令和二年一月十八日 大法廷判決  
三 令和二年一月十八日 大法廷判決  
四 令和二年一月十八日 大法廷判決  
五 令和二年一月十八日 大法廷判決  
六 令和二年一月十八日 大法廷判決  
七 令和二年一月十八日 大法廷判決  
八 令和二年一月十八日 大法廷判決  
九 令和二年一月十八日 大法廷判決  
十 令和二年一月十八日 大法廷判決

一 令和元年九月三日 第二小法廷判決  
二 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
三 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
四 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
五 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
六 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
七 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
八 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
九 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
十 令和二年二月八日 第二小法廷判決

一 令和元年九月三日 第二小法廷判決  
二 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
三 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
四 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
五 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
六 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
七 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
八 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
九 令和二年二月八日 第二小法廷判決  
十 令和二年二月八日 第二小法廷判決

# 令和3年10月31日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報

鹿児島県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
わたなべ えりこ  
昭和三年二月二十七日生

**略歴**

福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県女子高等学校(当時)を卒業。

昭和五八年 三月 東北大学法学部卒業

六〇年 四月 司法修習生

六三年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

平成 六年 六月 ワシントン州立大学ロースクール修了(レシ、M)

同年 九月 海外法律事務所勤務

七年 一〇月 弁護士登録(浦)

同年 一月 公正取引委員会事務総局勤務

一〇年 九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

一六年 四月 慶應義塾大学法科大学院教授

一九年 四月 内閣府国民教育人権等監視委員会委員

二四年 三月 日本放送協会経営委員・監査委員

令和 元年 一月 司法試験審査委員(経済法)

二年 九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事

三年 七月 最高裁判所判事

**最高裁判所において関与した主要な裁判**

最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

**裁判官としての心構え**

最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことが最も重要であり、同時に、最高裁の判断が先例・規範としてどのように扱われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう職務を遂行していく役割を担っていると考えます。

これまでの弁護士としての職務、公的活動等の経験及び日々の生活を通じて、価値観が多様化する中で、また、そして「法」は何かと問われてきたり、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所にこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判所として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張と抱く立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の妥当性をどう大筋的に考えながら「法」と向き合いつつ、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて一所懸念に努力していきたいと考えています。

これまで、弁護士としての職務を果たす上では、女性か否かというよりは、ひとりひとりの弁護士として、依頼者と同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても司法の翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職務を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁をはじめとして女性法律家の数が少ないこと、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで先陣方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたびは最高裁判所として働く機会を頂くことができ、今度は私が、たがひ世代の女性の礎をささやかでするの一石となるよう働いていきたいと思っております。



最高裁判所判事  
やすなみ りょうすけ  
昭和三年四月一日日生

**略歴**

奈良県大和郡山田市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五八年 四月 判事補任官

課長補佐、広島地裁、最高執行政局、同広報課長、同人事局課長、東京地裁判事、都総務局長、東京高裁事務局局長を務める。

二三年 一月 静岡地裁所長

二六年 九月 東京高裁判事(部総務)

三〇年 一月 東京地裁所長

同 年 二月 大阪高裁局長

同 年 七月 最高裁判所判事

**最高裁判所において関与した主要な裁判**

最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

**裁判官としての心構え**

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁の判断の重さを常に自覚した上、様々な分野の一つ一つの事件について、中公正な立場から、誠実に真正面から向き合いつつ判断することだと思っております。その際には虚心坦懐にじっくり判断を読み込み、多くの人々の意見を謙虚に聞くことが大切であると思っております。

変化が激しく、価値観が多様化が著しい現代社会においては、判断の難しい事件が増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代において、我が国が社会のこれからの歩みを正確に認識して将来の在り方をしっかりと見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えます。このように、時間的な広がりや空間的な広がりとを駆逐して考えることを絶えず意識しながら、バランスがとれたよりよい判断ができるよう、心掛けていきたいと思っております。

これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してきました。その間、数多くの事件を担当してきましたが、どの事件についても、当事者の方たちの議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるように、少くも重大な事件を担うことと、それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちを持ち続けていたなと思っております。

最高裁判所に就任してからは、関与した主要な裁判はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やその当時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担う一員として、さらに大きな視点に立つて物事を考えるように努めたいと思っております。

好きな言葉として「熟議」という言葉があります。この言葉の意味するところ、最高裁において、たくさん人の知恵を出し合っていて、議論を尽くしてまいりたいと思っております。



最高裁判所判事  
なが みね やすまさ  
昭和二年四月一日日生

**略歴**

東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、同高等学校を卒業。

昭和五二年 三月 卒業

同年 四月 外務省入省

五五年 七月 英国オックスフォード大学社会科学特別ディプロマ取得

同 年 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国大使館にて勤務

同 年 内閣法制局参事官補

内閣法制局参事官

外務省欧亜西欧第二課長候補、同条約局法規課長、在インド大使館参事官、後に同公使、在英大使館参事官以降、国際法局参事官、総合外交政策局参事官として勤務

一四年 九月 総務省法制局参事官として勤務

一九年 八月 在サンフランシスコ総領事

二二年 八月 外務省国際法局長

二四年 九月 駐オランダ特命全權大使

二五年 七月 外務省参事官

二八年 七月 駐大韓民国特命全權大使

令和 元年 一月 駐英特命全權大使

三年 二月 最高裁判所判事

**最高裁判所において関与した主要な裁判**

令和三年六月三日 大法廷決定  
民法が憲法二四四条に違反しない(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる事情の変化にかんづいては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付加)。

令和三年九月七日 第三小法廷判決  
被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めようとした原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

**裁判官としての心構え**

一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りがないように努め、もって、適切な判断に至ることができるよう精励したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含む、個別の事件の解決のために積極的に関わり組むと共に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値観の多様化、デジタル化、グローバル化などが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な課題の検討にも力を注ぐよう、今後とも努力していきたいと思っております。

## 第25回 最高裁判所裁判官国民審査

◎ 投票日 10月31日(日曜日) 午前7時00分~午後8時まで  
(一部地域を除きます。)

◎ 期日前投票 10月20日(水曜日)~10月30日(土曜日) 午前8時30分~午後8時まで  
(一部地域を除きます。)

鹿児島県選挙管理委員会



## 第25回 最高裁判所裁判官国民審査

◎ 投票日 **10月31日** (日曜日)

午前**7時00分**～午後**8時**まで  
(一部地域を除きます。)

◎ 期日前投票 **10月20日** (水曜日)～**10月30日** (土曜日)

午前**8時30分**～午後**8時**まで  
(一部地域を除きます。)

投票日に仕事等で用事がある方は、期日前投票が利用できます。

### 新型コロナウイルス感染症対策

第25回最高裁判所裁判官国民審査における投票の際に以下のとおり感染防止対策に取り組みます。投票される皆様におかれても、ご理解・ご協力をお願いします。

#### 投票所で行う感染症対策

- 投票管理者、立会人、投票所事務従事者はマスクを着用します。
- 投票所に手指用アルコール消毒液を設置します。
- 定期的に投票所の換気を行います。
- 投票用紙記載台、鉛筆等を定期的に消毒します。
- 投票用紙記載台は間隔を空けて設置します。

#### 投票に来られる皆様へお願いする感染症対策

- お手持ちの鉛筆を用いて投票用紙に記載することができます。
- マスクの着用を含む咳エチケット、来場前後に手洗い・手指の消毒をお願いします。
- 周囲の方との距離を保つようお願いします。

#### 期日前投票の積極的な利用

- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

鹿児島県選挙管理委員会